

規制に係る事前評価書（要旨）

政策の名称	製造、使用、輸入を制限する化学物質及び輸入を禁止する製品の指定（塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル）	
担当部局	厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課化学物質安全対策室 電話番号：03-3595-2298 E-mail：exchpro@mhlw.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 電話番号：03-3501-0605 E-mail：qqhbbfa@meti.go.jp 環境省総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室 電話番号：03-3581-3351 E-mail：chem@env.go.jp	
評価実施時期	平成27年12月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>（1）規制の目的 環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性を有する化学物質である塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルを化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）で規定する第一種特定化学物質に指定し、これら2種類の化学物質による環境汚染を通じた人又は環境への悪影響を未然に防止することを目的とする。</p> <p>（2）規制の内容 ①塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの第一種特定化学物質への指定 ②当該物質が使用されている製品の輸入禁止製品への追加 ○塩素数が2であるポリ塩化ナフタレンが使用されている製品の輸入禁止製品への追加 ・潤滑油及び切削油 ・木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ・塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。） ○ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている製品の輸入禁止製品への追加 ・木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ・防腐木材、防虫木材及びかび防止木材 ・防腐合板、防虫合板及びかび防止合板 ・にかわ</p> <p>（3）規制の必要性 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルによる環境汚染等が生じるおそれがあるため、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（ストックホルム条約）締約国会議の決定並びに厚生労働省、経済産業省及び環境省の審議会における結論を踏まえ、これら2種類の化学物質の製造・輸入及び使用を原則禁止するとともに、当該物質が使用された製品の輸入を禁止することが必要である。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 第1条（第一種特定化学物質） 第7条（第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品）	

想定される代替案	国際条約を担保し、製造・輸入及び使用の規制を導入する必要があることから規制の手法についての代替案は想定できない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1) 塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、当該物質の製造・輸入実績は確認されていないことから、製造・輸入事業者及び使用業者に、代替のコストが発生する可能性は限定的である。 ・当該物質を含まない製品が既に海外において多く供給されていることから、製品の輸入業者に、使用の有無を確認するコスト及び代替による価格上昇のコストが発生する可能性は限定的である。 ・国内において当該物質が使用されている製品が販売されている可能性は極めて少ない等の理由により、製品の購入者（使用者）に、代替による価格上昇によるコストが発生する可能性は限定的である。 <p>(2) ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連業界では、既に代替物質への自主的な転換が進められてきている等の理由により、製造・輸入事業者及び使用業者に、代替のコストが発生する可能性は限定的である。 ・当該物質を含まない製品が既に海外において供給されていることから、製品の輸入業者に、使用の有無を確認するコスト及び代替による価格上昇のコストが発生する可能性は限定的である。 ・関連業界では、既に代替物質への自主的な転換が進められてきていることから、製品の購入者（使用者）に、代替による価格上昇によるコストが発生する可能性は限定的である。 	—
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・税関において、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの製品への使用の有無を輸入者に確認するコストが発生する。 	—
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生しない。 	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染等を未然に防ぐ蓋然性が高まり、国民全体が安全な生活を享受できるとともに、不公平のない適切な市場環境の整備が可能となる。 ・製造・輸入事業者及び使用事業者が、環境回復費用の支出や信用の失墜を未然に防止できるとともに、消費者の安心感・信頼の獲得につながる。また、事業者等の予見可能性を高めることができる。 ・製品の輸入事業者が、輸出国の関係事業者を確認協力依頼がしやすい環境となるとともに、環境汚染等のおそれのない製品を顧客に提供できる。 ・製品の購入者（使用者）が、塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されていないものを容易に調達できるようになる。 ・ストックホルム条約締約国に対して、我が国の信頼性を一層向上することができる。 	—

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>今回の改正案によって発生するコストは限定的であり、過度な負担とはならないと思われる。 他方、2種類の化学物質は、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性を有するため、環境汚染等の被害を及ぼしうる物質であるが、今回の改正案による規制により、当該物質による被害を未然に防止できることによる便益は極めて大きいものであると言える。 過去の公害等にあるように、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、毒性を有する物質による環境汚染が発生した場合には人や環境への不可逆的な悪影響を与える可能性が有り、社会全体が被る事後的なコストは高額となりうることをかんがみれば、上記の費用を勘案しても、今回の改正案は、妥当なものであると言える。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルは、ストックホルム条約の規制対象物質について検討を行う残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）により、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討（リスクプロファイル）、③リスク管理に関する評価の検討プロセスを経て、環境中で分解しにくく、生体内で蓄積しやすく、かつ、人や環境に毒性を有する化学物質であること等から、廃絶対象物質へ追加することが締約国会議に勧告され、平成27年5月に開催されたストックホルム条約第7回締約国会議において、廃絶対象物質に決定されたもの。 また、厚生労働省、経済産業省及び環境省の審議会において科学的知見等を基に審議した結果、当該2種類の化学物質を化審法に規定する第一種特定化学物質として指定し、当該物質が使用されている製品を輸入禁止にすることが適当等の結論を得ており、その旨各審議会から答申を得ている。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>2年に1度開催されるストックホルム条約締約国会議の決議結果等を踏まえ、必要に応じ見直しの検討を行っていく予定である。</p>
<p>備 考</p>	